

# 税に関する手続きについて



## 函館税務署での確定申告の相談・申告書の受付について

令和3年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日(水)～3月15日(火)までとなります。

例年、確定申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症防止の観点からも、自宅のパソコンやスマートフォンなどで申告書を作成し、インターネット(電子申告)または印刷して郵送で提出いただくようお願いいたします。

## インターネット(電子申告)をご利用いただくメリット

- ・税務署に行かずに自宅から申告できます。
- ・確定申告期間中、24時間いつでも利用可能です。
- ・生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

## スマートフォンでの申告について

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザイン

の画面で所得税の申告書を作成いただけます。

## 税務関係書類には、マイナンバー(個人番号)の記載等が必要です

申告書等の税務関係書類には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、提出時には、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

詳しいことは、函館税務署(☎31・3171)または国税庁のHPをご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/>



国税庁HP

## 確定申告などに必要な証明書等について

国民年金・国保・後期高齢者医療保険の保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずに申告してください。

また、国保・後期高齢者医療制度の「医療費のお知らせ」は、医療費控除に使用できます。

## ▽国民年金保険料

申告に必要な控除証明書は日本年金機構から送付済みです。紛失された方は専用ダイヤル(☎0570・003・004)にお問合せください。なお、昨年10月～12月に初めて保険料を納付された方には、2月上旬に控除証明書が送付されます。

## ▽国民健康保険料

令和3年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認通知書を送付します。

## お問合せ 国保年金課

☎21・3154

## ▽国民健康保険

### 「医療費のお知らせ」

令和3年分の医療費のお知らせは、1月～11月診療分を1月末に、12月診療分を2月末に送付します。

12月診療分の送付を待たずに確定申告する場合は、医療機関等が発行した領収書を使用してください。

※再発行は原則行っていませんので、大切に保管してください。

## お問合せ 国保年金課

☎21・3149

## ▽後期高齢者医療保険料

令和3年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認書または納付確認通知書を送付します。

## お問合せ 国保年金課

☎21・3185

## ▽後期高齢者医療制度

### 「医療費のお知らせ」

令和3年分の医療費のお知らせは、1月～9月診療分を1月上旬に、10月～12月診療分を2月下旬に送付します。

※再発行についてはお問合せください。

## お問合せ 国保年金課

☎21・3184

## ※国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納付確認書は、インターネットで交付申請できます。詳しくは市のHPをご覧ください。

## お問合せ 国保年金課

☎21・3154

## 年末調整関係書類の提出

令和3年分の年末調整関係書類(総括表、給与支払報告書等)の提出期限は1月31日(月)です。

令和4年1月1日現在函館市に住所がある方に対し、令和3年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

住所・氏名・生年月日の誤記や記入漏れがないようご注意ください。

▽1月21日(金)までは市役所2階市民税担当11番窓口で受付

▽1月24日(月)から1月31日(月)までは市役所8階大会議室で受付

なお、期間中は、東部4支所でも受付します。

※郵送およびエルタックスでの提出に協力ください。

## お問合せ 税務室市民税担当

☎21・3211

## 給与支払報告書等の電子申告について

市では地方税ポータルシステム(エルタックス)を導入しており、自宅や事業所からインターネットを利用して申告ができます。

給与支払報告書の提出のほか、法人市民税・固定資産税(償却資産)の申告が可能です。詳しいことは地方税共同機構(☎0570・081・459)へお問合せください。

地方税共同機構HP  
<https://www.etaxlia.go.jp/>

## 固定資産(償却資産)の申告

令和4年1月1日現在、函館市内に償却資産(会社や個人が事務所や工場・店舗などで事業に使用する土地・家屋以外の資産)を所有している方は、その内容を1月31日(月)までに申告してください。電子申告も利用できます。

## お問合せ 税務室資産税担当

☎21・3231